

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人津屋崎豊村喜三郎記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福津市津屋崎四丁目14番18号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、財団が所有する建物の保存及び活用を通して、福津市津屋崎の活性化に寄与するとともに歴史的建造物である酒蔵及びその関連施設を文化遺産として後世に伝えることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 有形文化財（建造物）の保護に関する事業
2. 伝統的な酒造り工程を見学するために行う施設の公開
3. 店舗棟及び酒蔵内でのイベントの開催
4. 建築物内の部分貸与
5. 飲食業及び販売業
6. 町おこし事業
7. 豊村酒造及び地域に関連する古文書・書画骨董等の展示
8. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第3章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所)

第6条 設立者の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

| | |
|--------------------------|----------------------|
| 氏名 | 住所 |
| 豊村源治 | 福岡県福津市津屋崎四丁目4番1-503号 |
| 豊村酒造有限会社 (代表取締役豊村理恵子) | 福岡県福津市津屋崎四丁目14番18号 |

(財産の抛出等)

第7条 設立者豊村源治は末尾に掲げる財産目録に記載された第2の1.の財産を、当法人の設立に際して抛出する。

- 2 設立者豊村酒造有限会社は末尾に掲げる財産目録中第1の1及び第1の2の財産を、当法人の設立に際して当法人に抛出する。
- 3 豊村酒造有限会社は末尾に掲げる財産目録中第1の3の土地につき、当法人の設立に際して当法人を賃借人とする賃借権(借地権)を設定する。

(基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条2項及び3項の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員4名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員4名、監事1名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 4 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準を作成して日当を支給することができる。

第5章 評議員会

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年度11月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上7名以内
- 二 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があるとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第24条 理事会はすべての理事により構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定

- 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 代表理事の選定及び解職
 - 四 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - 五 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 内部管理体制の整備
 - 六 役員の実任の免除

(開催)

第26条 通常理事会は、毎年定期に年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- 一 代表理事が必要と認めたとき
 - 二 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - 四 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき
 - 五 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第28条

理事会の議長は代表理事とし、代表理事に事故がある時は他の理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的ある事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名を議事録に記載しなければならない。

(報告の省略)

第31条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項（代表理事の3か月に1回以上の理事会への報告）の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般法人法規則第62条において準用する第15条第3項及び第4項で定める事項を議事録に記載し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併・事業譲渡等)

第34条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併または事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第35条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第36条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第38条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時評議員)

第40条 この法人の設立時評議員は、次の通りである。

豊 村 源 治
米 和 徳
渡 邊 佐知子
豊 村 祐二郎

(設立時理事及び監事の選任)

第41条 この法人の設立時理事及び設立時監事として、次の者らを選任した。

理事 豊 村 理恵子
豊 村 紳一郎
野見山 雅 博
戸 川 博 道
田 上 稔
花 田 千賀子
監事 磯 野 敏 明

(設立時代表理事)

第42条 この法人の設立時代表理事として、次の者を選定した。

福岡県福津市津屋崎四丁目4番1-503号
豊 村 理恵子

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

財 産 目 録

第1 基本財産（目的事業を行うために不可欠な特定の財産）

〔設立者 豊村酒造有限会社〕

1 建 物 （酒蔵・酒造り用建造物群の全部）

（1）主である建物

| | | | | |
|-------|--|---------|----|---------|
| 所 在 | 福津市津屋崎四丁目933番地1、933番地2、933番地3、942番地1、953番地 | | | |
| 家屋番号 | 933番1 | | | |
| 種 類 | 居宅 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | | |
| 床 面 積 | 1階 | 294.95㎡ | 2階 | 51.00㎡ |
| 附属建物 | | | | |
| 符 号 | 1 | | | |
| 種 類 | 物置 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺平家建 | | | |
| 床 面 積 | 209.11㎡ | | | |
| 符 号 | 2 | | | |
| 種 類 | 倉庫 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | | |
| 床 面 積 | 1階 | 226.94㎡ | 2階 | 96.35㎡ |
| 符 号 | 3 | | | |
| 種 類 | 倉庫 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | | |
| 床 面 積 | 1階 | 288.03㎡ | 2階 | 270.03㎡ |
| 符 号 | 4 | | | |
| 種 類 | 倉庫 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | | |
| 床 面 積 | 1階 | 29.60㎡ | 2階 | 24.00㎡ |
| 符 号 | 5 | | | |
| 種 類 | 倉庫 | | | |
| 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | | |
| 床 面 積 | 1階 | 441.55㎡ | 2階 | 441.55㎡ |

| | | | |
|---------|----------------------|----------------------------|--------------------------------|
| (2) 所 在 | 福津市津屋崎四丁目 9 3 3 番地 2 | | |
| 家屋番号 | 9 3 3 番 2 | | |
| 種 類 | 居宅 | | |
| 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | | |
| 床 面 積 | 1 階 | 1 0 1 . 5 5 m ² | 2 階 1 2 4 . 7 9 m ² |

上記建物群の従たる設備である桶干場庇 2 か所 (未登記)

- ① 南桶干場庇 (1 階通路上)
 - 構造: 木造/土庇/鉄板葺
 - 法量: 延べ面積 8 4 . 9 8 m²
- ② 北桶干場庇 (1 階作業場上)
 - 構造: 木造/土庇/鉄板葺
 - 法量: 延べ面積 2 5 8 . 6 0 m²

2 動産・未登記工作物等

- (1) 1. (1) の建物に設置された神棚一式
- (2) 煙突及び煙道
 - 構造: 鉄筋コンクリート造
 - 法量: 高さ 21.38m、径 1.1m ~ 1.92m
- (3) 腰板塀
 - 構造: 木造/棧橋瓦葺
 - 法量: 延長 18m
- (4) 石造基壇及び石造祠 2 基
 - 法量 基壇 幅 1390mm × 奥行 820mm × 高さ 960mm
 - 石祠 1 (左) 屋根幅 760mm × 屋根奥行 630mm × 高さ 960mm
 - 石祠 2 (右) 屋根幅 760mm × 屋根奥行 630mm × 高さ 960mm
- (5) 石橋 (高欄)
 - 構造: 石造
 - 法量: 長さ 1460mm × 幅 2560mm

3 以下の土地の借地権(借地借家法第1章・第2章及び第4章)

上記1の酒蔵・酒造り建造物群全部の所有目的の借地権

- | | | |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) | 所 在 地 番 地 目 地 積 | 福津市津屋崎四丁目 933番1 宅地 1540.21㎡ |
| (2) | 所 在 地 番 地 目 地 積 | 福津市津屋崎四丁目 933番2 宅地 203.84㎡ |
| (3) | 所 在 地 番 地 目 地 積 | 福津市津屋崎四丁目 933番3 宅地 49.40㎡ |
| (4) | 所 在 地 番 地 目 地 積 | 福津市津屋崎四丁目 953番 宅地 1025.39㎡ |

第2. 基本財産以外の財産

[設立者 豊村源治]

現金 金300万円